

## 仙台市リスクリング推進応援補助金事業交付要綱

(令和6年3月14日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、国(厚生労働省)の人材開発支援助成金を活用した従業員の計画的なリスクリングによる人材育成を通じた生産性向上や競争力強化等の取り組みを促進するため、中小企業事業主及び個人事業主が当該助成金の申請に要した経費に対し、予算の範囲内において仙台市リスクリング推進応援補助金(以下、「補助金」という。)を交付することについて、仙台市補助金等交付規則(昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人材開発支援助成金 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第63条第1項第1号、第4号、第5号及び第9号、並びに雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第124条及び第125条、附則第34条及び第35条の規定に基づく人材開発支援助成金の人材育成支援コース助成金(旧特定訓練コース、旧一般コース、旧特別育成訓練コースも含む)、人への投資促進コース助成金及び事業展開等リスクリング支援コース助成金をいう。
- (2) 労働局 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第17条の規定に基づき設置された都道府県労働局をいう。
- (3) 中小企業事業主 次に掲げるいずれかに該当する法人をいう。
  - ア 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の3第1項第2号イ(5)に規定されている中小企業事業主のうち、登記されている本店又は支店の所在地が本市の区域内にある法人
  - イ 資本金等を持たず、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の3第1項第2号イ(5)に規定されている中小企業事業主のうち、登記されている主たる事務所又は従たる事務所の所在地が本市の区域内にある法人
- (4) 個人事業主 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する事業を行う個人で、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
  - ア 本市の住民基本台帳に記録されている者
  - イ 本市の区域内に施設を所有又は借り受けて、当該施設で事業を行っている者
- (5) 社会保険労務士等 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
  - ア 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)に基づく社会保険労務士となる資格を有し、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録を受

けた者又はその者が所属する法人

イ 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護士となる資格を有し、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録を受けた者又はその者が所属する法人

ウ 行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づく行政書士となる資格を有し、日本行政書士会連合会に備える行政書士名簿に登録を受けた者又はその者が所属する法人のうち、行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2項により、改正法の施行の際現に行政書士会に入会している行政書士である者又はその者が所属する法人

(6) 本人確認書類の写し 補助金の申請日において有効な、次に掲げるいずれかの書類（個人番号の記載のないものに限る。）をいう。

ア 運転免許証（運転免許証を返納している場合にあつては、運転経歴証明書）の両面の写し

イ 個人番号カードの表面の写し

ウ 住民基本台帳カード（当該住民基本台帳カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）の表面の写し

エ 在留カードの両面の写し又は特別永住者証明書の両面の写し

オ 外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）の両面の写し

カ 上記のほか特に市長が必要と認めるもの

(7) 補助事業者 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。

(8) 補助事業 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 規則第3条第1項の規定によるこの補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和5年4月1日以降に人材開発支援助成金の支給決定を受けていること

(2) 中小企業事業主又は個人事業主であること

(3) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。個人事業主の場合は、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと

(4) 暴力団等と関係を有していないこと

（市税の滞納がないことの確認）

第4条 前条第3号に掲げる要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者が中小企業事業主である場合における第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者が個人事業主である場合における第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、事業所税とする。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第3条各号のいずれにも該当する者が、人材開発支援助成金を活用した際の申請事務等を社会保険労務士等に代行させた事業で、当該事業に係る他の補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受けていないものとする。但し、第2条第3号に該当する場合、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本店又は主たる事務所が本市の区域内にあり、区域内の事業所で人材開発支援助成金を活用する場合 補助対象
- (2) 本店又は主たる事務所が本市の区域内にあるが、区域外の事業所で人材開発支援助成金を活用する場合 補助対象
- (3) 本店又は主たる事務所が本市の区域外にあるが、区域内の事業所で人材開発支援助成金を活用する場合 補助対象
- (4) 本店又は主たる事務所が本市の区域外にあり、区域外の事業所で人材開発支援助成金を活用する場合 補助対象外

(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げるもののうち、次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とし、第9条第1項第1号から第4号に掲げる書類に基づき算定する。

- (1) 各種書類及び添付書類等の作成代行に要した経費
- (2) 労働局への提出代行に要した経費（第2条第5号ウによるものは対象外。）

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助事業者あたり50万円を上限とする。

- (1) 人材開発支援助成金の貸金要件又は資格等手当要件のいずれかを満たして支給を受けた場合 第7条に定める補助対象経費の合計額の4分の3に相当する金額
- (2) 前号に掲げる場合を除き、人材開発支援助成金の支給を受けた場合 第7条に定める補助対象経費の合計額の3分の2に相当する金額

(交付の申請等)

第9条 申請をしようとする者が中小企業事業主である場合における規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市リスクリング推進応援補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 労働局から発行された人材開発支援助成金の支給決定通知書の写し
  - (2) 補助事業に係る社会保険労務士等からの請求が確認できる書類の写し（請求書等）
  - (3) 補助事業に係る社会保険労務士等への支払が確認できる書類の写し（領収書等）
  - (4) 履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し（申請の日以前3か月以内に取得したものに限る。）
  - (5) 直近1期分の法人市民税納税証明書（第6条第3号に該当する場合に限る。）
  - (6) 人材開発支援助成金の対象者名簿（所属も分かるもの）（第6条第3号に該当する場合に限る。）
  - (7) 労働局へ支給申請時に提出した人材開発支援助成金実施状況報告書の写し（第6条第3号に該当する場合に限る。）
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請をしようとする者が個人事業主である場合における規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市リスクリング推進応援補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）、本条第1項第1号から第3号に掲げるもののほか、次の書類を添えて市長に提出して行うものとする。
- (1) 本人確認書類の写し
  - (2) 店舗の賃貸借契約書その他の本市の区域内に施設を所有又は借り受けて、当該施設で事業を行っていることを示す書類の写し（申請をしようとする者が本市の住民基本台帳に記録されている者でない場合に限る。）
  - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告書が提出された場合は、書類等の審査及び必要に応じて現地調査を行った上で、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び補助金の額を確定するものとし、規則第6条の規定による通知は、仙台市リスクリング推進応援補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定兼確定通知があった日から10日を経過した日までに、仙台市リスクリング推進応援補助金交付申請取下書（様式第3号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、仙台市リスクリング推進応援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 第3条各号のいずれかの要件に該当していなかったことが判明したとき又は該当しないこととなったとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- (4) 補助事業が、第6条の要件に該当していなかったことが判明したとき又は該当しないこととなったとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（立入検査等）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、

若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月25日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。